

申込みから引渡しまでの流れ

申込（宅地分譲申込書の提出）

【提出書類】

- 宅地分譲申込書
- 住民票の写し（世帯全員の表示があるもの。婚約者の場合は、婚約を証する書類）
- 申込者及び同居しようとする者の所得を証明する書類
- 申込者及び同居しようとする者の納税の状況を証する書類
- 住民票移転確約書
- 同意書（広島県警に対し暴力団員でないことを照会）
- 2区画以上の区画を必要とする場合は、その申出書

選考

- ・安芸太田町定住促進団地分譲委員会による審議
- ・委員会の審議を経て、町長が決定します。
- ・同一区画に二人以上の申し込みがあり、選考し難い場合は、抽選により決定します。

購入者決定

- ・購入決定者に対し、「宅地分譲決定通知書」を送付します。

分譲宅地譲渡契約締結 譲渡代金（10%）の納入

- ・分譲宅地譲渡契約を締結します。同時に譲渡代金の10%を納入していただきます。

譲渡代金残額の納入

- ・分譲宅地譲渡契約日から3か月以内に譲渡代金の残金を納入していただきます。

土地の引渡し

- ・譲渡代金納入後1か月以内に町職員が立会いのうえ、現状のまま分譲宅地を引渡します。

所有権移転登記・買戻特約登記

- ・分譲土地の引き渡しを受けたら速やかに所有権の移転する登記及び買戻特約登記の手続きをしていただきます。
- ・買戻特約登記の期間は、契約締結の日から10年間とします。
- ・登記にかかる登録免許税、その他全ての費用は、譲受人の負担とします。

住宅の建築

- ・分譲後、2年以内に建設工事に着手し、3年以内に完成させ、入居してください。